

上野原市業務継続計画（自然災害BCP）

令和8年3月

上野原市

目次

はじめに	1
第1章 総則	2
1 業務継続計画策定の目的	2
2 業務継続計画の効果	3
3 地域防災計画と業務継続計画の関係	4
4 前提とする災害	6
5 業務継続計画の発動と解除	7
第2章 業務継続のための体制の確保	8
1 業務継続体制の考え方	8
2 職員の参集	8
第3章 業務継続計画の具体的計画	11
1 市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制	11
2 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	11
3 電気、水、食料等の確保	11
4 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	12
5 重要な行政データのバックアップ	15
6 非常時優先業務の整理	16
見直し（改訂）の経緯	17

別冊 非常時優先業務整理表

はじめに

各課等が大規模災害時において優先的に行わなければならない業務等を整理した「非常時優先業務整理表」は別冊に掲載をしている。

本計画の目的や前提となる被害想定等の基礎資料については本誌を、災害時における業務の開始時間と終業時間等を整理した表については別冊の「非常時優先業務整理表」を参照すること。

第1章 総則

1 業務継続計画策定の目的

上野原市において、大規模災害が発生した際には、市役所自体も被災し、業務実施に必要な資源（職員、資機材、情報及びライフライン等）に大きな被害を受け、行政機能が低下するおそれがある。そのような状況下にあっても、市民の生命を守るための災害対策業務や、中断すれば市民生活に重大な影響を与えるおそれのある重要な業務については、継続して実施する必要がある。

業務継続計画（BCP（Business Continuity Plan））は、利用できる資源に制約がある状況下における***非常時優先業務**をあらかじめ特定し、業務中断による混乱を最小限にとどめ、行政機能の継続性の確保と早期の機能回復を図ることを目的として策定する計画である。

このため、地震等の大規模災害による影響によって市役所機能が低下する場合であっても業務を継続し、早期に復旧させるための事前対策として「上野原市業務継続計画（自然災害BCP）」（以下、「業務継続計画」という。）を策定する。

※大規模災害時であっても優先して実施すべき業務のこと。具体的には、地域防災計画に定める災害対策本部事務のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる。

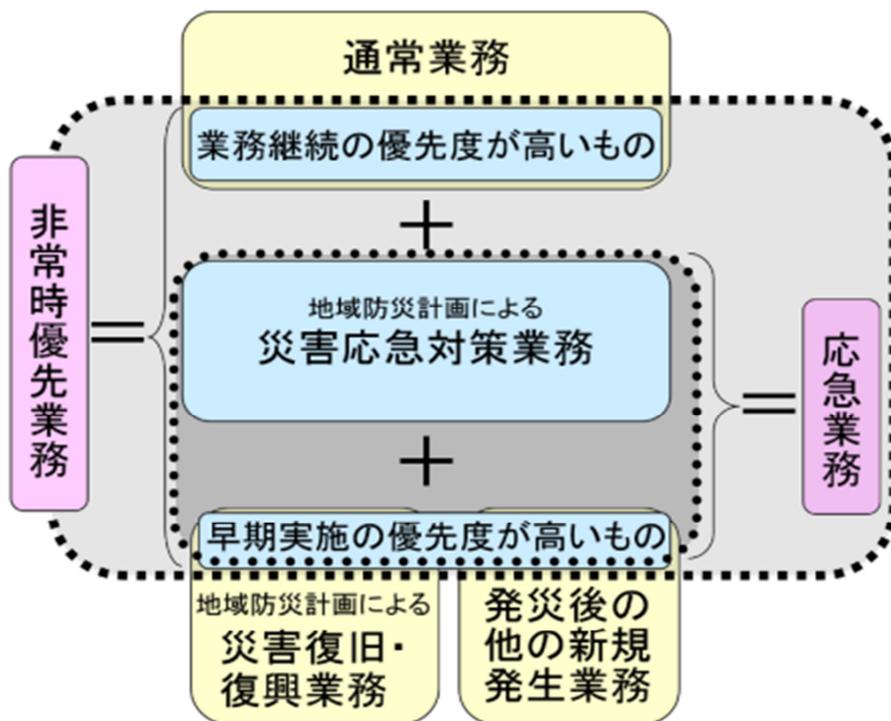


図1 非常時優先業務のイメージ

内閣府「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」から引用

2 業務継続計画の効果

災害発生時には、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなるが、業務継続計画を策定し、あらかじめ職員へ周知しておくことで、非常時優先業務を迅速かつ適切に実施することが可能となり、災害発生直後の混乱で行政が機能不全になることが避けられる。

具体的には、地域防災計画では必ずしも明らかでなかった「行政も被災する深刻な事態」を考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順が明確となり、非常時優先業務の執行に必要な資源の確保が図られることで、災害発生直後の混乱で行政が機能不全になることを避け、早期により多くの業務を実施できるようになる。

また、自らも被災者である職員の睡眠や休憩、帰宅など安全衛生面の配慮の向上も期待できる。

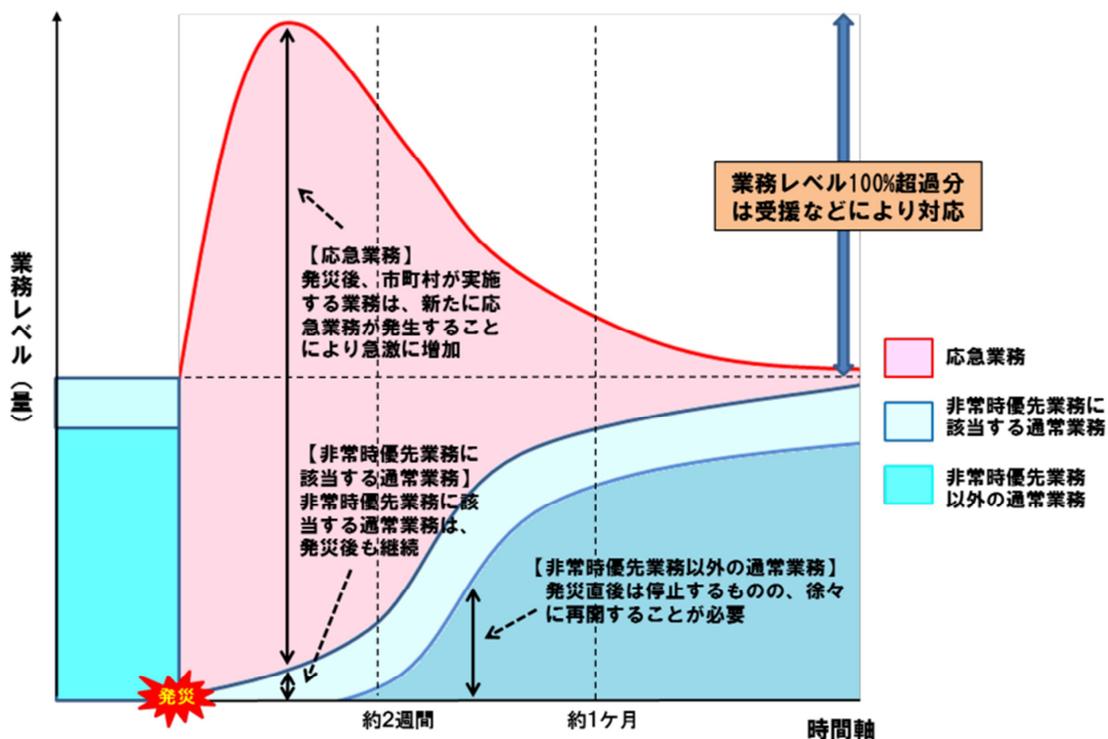


図2 発災後に市が実施する業務の推移

内閣府「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」から引用

※時間の経過とともに応急業務は縮小していくが、図2に記載されている以外の復旧・復興業務が徐々に増加していくことに留意する。

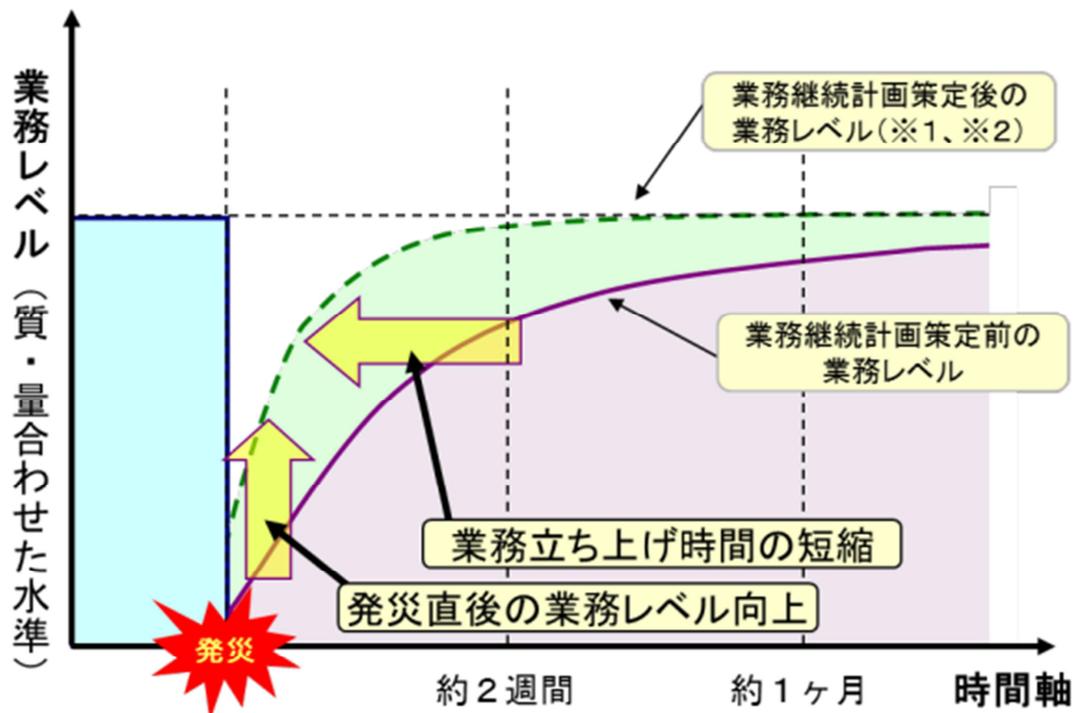


図3 業務継続計画の策定に伴う効果

内閣府「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」から引用

- ※1 業務継続計画の策定により、資源制約がある状況下においても非被災地からの応援や外部機関の活用に係る業務の実効性を確保することができ、受援計画等と相まって、100%を超える業務レベルも適切かつ迅速に対応することが可能となる。
- ※2 訓練や不足する資源に対する対策等を通じて計画の実効性等を点検・是正し、レベルアップを図っていくことが求められる。

3 地域防災計画と業務継続計画の関係

地域防災計画が、災害予防や災害応急対策、復旧・復興対策など災害対策全般の業務を定めていることに対し、業務継続計画は、地域防災計画に記載のある業務に限らず、業務継続の優先度の高い通常業務を含んでおり、地域防災計画を補完し、その実効性を高める機能を有している。

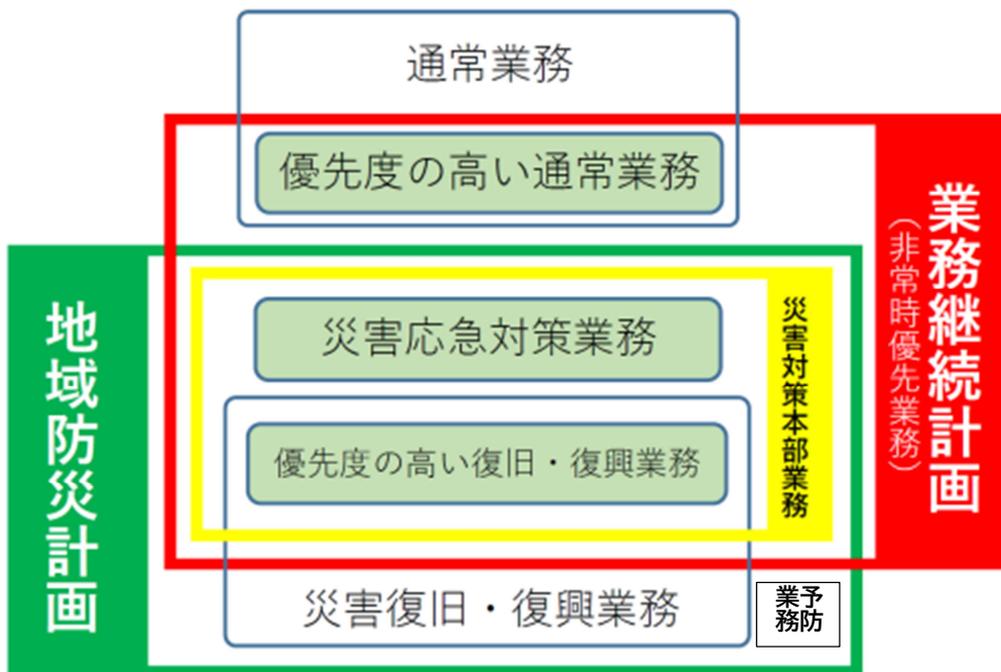


図4 地域防災計画と業務継続計画の関係

表1 地域防災計画と業務継続計画との比較

区分	地域防災計画	業務継続計画
実施主体	市、県、指定地方行政機関等	市
目的	発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定する。	発災時の限られた資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにする。
対象業務	災害対策に係る業務全般が対象 ○災害予防業務 ○災害応急対策業務 ○復旧・復興業務	非常時優先業務が対象 ○災害応急対策業務 ○早期実施の優先度の高い復旧・復興業務 ○事業継続の優先度の高い通常業務
始業・終業目標時間	業務開始時期の記載は、必要事項でないため、現行の地域防災計画には示していない。	非常時優先業務ごとに始業と終業の目標時間を設定する。

4 前提とする災害

当市に被害の恐れがある災害は、地震災害、台風等による洪水災害、土砂災害、雪害及び富士山噴火が挙げられるが、これらの災害の中で被害が大きく、予知が困難な地震災害を前提とし、これによりその他災害への対応も可能とする。

令和5年5月に山梨県が発表した「山梨県地震被害想定調査」で対象としている地震のうち、特に市に被害を及ぼすと考えられる地震としては、南海トラフ地震、首都直下地震 M7（立川市直下）、扇山断層地震及び【参考】首都直下型地震（M8 クラス相模トラフ）の4つが想定される。

この中で発生する可能性が高く、かつ被害が甚大となり、市に多くの影響を及ぼす「首都直下地震 M7（立川市直下）」を本計画で想定する地震とする。前提条件を表2に、被害想定を表3に記載する。

表2 前提条件

想定地震	首都直下地震 M7（立川市直下）
マグニチュード	7.0
震度	6弱
発生時期・時刻	冬の朝5時

表3 被害想定

分類	項目	被害量
建物被害	全壊	1,950棟
	全壊のうち焼失	229棟
	半壊	2,367棟
屋外転倒物・落下物	ブロック塀等被害	509件
	自動販売機の転倒	1件
	屋外落下物が生じる建物	157件
人的被害	死者	108人
	負傷者	650人
	うち重傷者	156人
	要援助者	159人
ライフライン被害	上水道 断水人口	3,949人（直後）
	下水道 機能支障人口	2,514人（直後）
	LPガス 漏洩被害件数	34件
	電力 停電人口	11,242人（直後）
	固定電話 通信支障回線数	11,069回線（直後）
	携帯電話 普通ランク	A（直後） ※A～Eで評価、Aが最も繋がりにくい

分類	項目	被害量
避難者	避難者数	1, 5 2 7 人 (1日後)
		1, 6 4 0 人 (1週間後)
		1, 5 2 7 人 (1ヶ月後)
応急住宅	応急住宅必要戸数	2 1 0 戸
空き家	全壊	3 5 7 棟
	焼失	4 7 棟
	半壊	4 9 1 棟
災害関連死	死者数	1 8 人 (災害関連死者比率最小 0.9%)
		4 5 人 (災害関連死者比率最大 2.3%)
災害廃棄物	揺れ・液状化による災害廃棄物	2 2 0, 6 7 4 トン
	火災による災害廃棄物	4 1, 0 9 8 トン

5 業務継続計画の発動と解除

(1) 業務継続計画の発動基準

業務継続計画は、次の場合に発動することとする。

●発動条件

- ・上野原市災害対策本部が設置された場合、業務継続計画を自動発動する。

○上記以外の発動条件

次の基準を目安に、業務継続計画の発動について判断する。なお、業務継続計画発動が必要と判断したときは、市長により発動する。

(業務継続計画発動の判断基準)

- ①市役所本庁舎に甚大な被害が生じている。
- ②市域の広範囲に被害が発生し、職員の大半が長期間災害対応業務を実施する必要がある。
- ③その他市長が必要と認めた場合。

(2) 業務継続計画の解除

災害応急対策がおおむね完了したと市長が認めたときは、業務継続計画の解除を宣言する。

第2章 業務継続のための体制の確保

1 業務継続体制の考え方

(1) 職員の心身のケア

非常時優先業務の実施中、特に発災直後においては、対応に当たる職員の不足から長時間勤務に従事する場合があります、肉体的疲労だけではなく精神的なストレスが高くなることが予想される。

そのため、市（災害対策本部）は、勤務交代、休憩、食事などを適切に指示するとともに、周囲の職員による客観的な健康チェックの実施を指示することとする。また、職員が家族と連絡できるよう配慮する。

(2) 業務内容の調整による資源の再配分

災害時に発生する業務は一部の部署に大きく偏り、業務量のバランスが崩れることとなる。そのため、各部署では、決められた非常時優先業務であっても、被災状況に応じた人員配置、業務内容の調整（縮小）を適宜行い、資源の再配分に努める。

2 職員の参集

職員の通勤距離を基に、勤務地への発災からの参集時間を区分し（①3時間以内、②1日以内、③3日以内、④2週間以内、⑤1カ月以内、⑥1カ月以上）、参集可能職員数を推計した。
なお、今回の推計は、時給の会計年度任用職員以外の全職員を対象として推計した。

(1) 対象職員数

328名（令和7年6月末時点）※派遣、出向者、退職者及び会計年度任用職員（時給）を除く。

(2) 参集可能職員の推計条件

(ア) 参集手段および速度

道路等が損壊し、公共交通機関は途絶するため、徒歩・自転車・バイクのいずれかで参集することを条件とし、それぞれの速度については表4の通りとする。

(イ) 出発時間

出発までの準備や家族の安否確認等を考慮し、職員一律30分を参集時間に追加する。

(ウ) 最大移動距離

1日の最大移動距離は20kmとする。

(エ) 参集不能率

発災直後は職員自身若しくは家族の死傷又は被災場所等における救出・救助活動への従事等により、即座に参集できない場合が想定されるため、参集不能率（表5）を設定した。

表4 参集手段別の速度

参集手段	速度
徒歩	3 km/h
自転車	10 km/h
バイク	20 km/h

表5 参集不能率

参集所要時間	参集不能率	備考
3時間以内	3割	本人や家族の被災のほか、近隣での救出・救助活動のため、3日目までは3割の職員は参集不能と想定
1日以内		
3日以内		
2週間以内	3割	7日目以降、公共交通機関が徐々に回復し、20km圏外の職員も参集可能と考えられるが、依然として3割の職員は参集不能と想定。
1ヶ月以内	1割	2週間目以降、全職員のうち、怪我や死亡等により概ね1割は参集不能と想定。
1ヶ月以降		

(3) 推計結果

参集可能職員の推計条件により推計した結果、参集可能となる職員数は、表6となる。

表6 発災後の経過時間ごとの各課等職員参加率の推移

部署名	時間	3時間以内		1日以内		3日以内		2週間以内		1ヶ月以内		1ヶ月以降	
		参加率	人数										
三役		66.7%	2	66.7%	2	66.7%	2	66.7%	2	66.7%	2	66.7%	2
危機管理室		40.0%	2	60.0%	3	60.0%	3	60.0%	3	80.0%	4	80.0%	4
総務課		33.3%	4	41.7%	5	66.7%	8	66.7%	8	83.3%	10	83.3%	10
政策秘書課		54.5%	6	63.6%	7	63.6%	7	63.6%	7	81.8%	9	81.8%	9
財政経営課		40.0%	4	40.0%	4	70.0%	7	70.0%	7	90.0%	9	90.0%	9
税務課		47.4%	9	57.9%	11	68.4%	13	68.4%	13	89.5%	17	89.5%	17
市民課		45.2%	14	64.5%	20	67.7%	21	67.7%	21	87.1%	27	87.1%	27
生活環境課		50.0%	9	61.1%	11	66.7%	12	66.7%	12	88.9%	16	88.9%	16
福祉課		27.3%	3	54.5%	6	63.6%	7	63.6%	7	81.8%	9	81.8%	9
子育て保健課		41.1%	30	63.0%	46	69.9%	51	69.9%	51	89.0%	65	89.0%	65
長寿介護課		33.3%	4	50.0%	6	66.7%	8	66.7%	8	83.3%	10	83.3%	10
産業振興課		58.3%	7	66.7%	8	66.7%	8	66.7%	8	83.3%	10	83.3%	10
建設課		64.3%	9	64.3%	9	64.3%	9	64.3%	9	85.7%	12	85.7%	12
学校教育課		56.3%	9	68.8%	11	68.8%	11	68.8%	11	87.5%	14	87.5%	14
社会教育課		50.0%	8	56.3%	9	68.8%	11	68.8%	11	87.5%	14	87.5%	14
議会事務局		50.0%	2	50.0%	2	50.0%	2	50.0%	2	75.0%	3	75.0%	3
会計課		50.0%	2	50.0%	2	50.0%	2	50.0%	2	75.0%	3	75.0%	3
消防本部・消防署		60.0%	36	63.3%	38	70.0%	42	70.0%	42	90.0%	54	90.0%	54
合計		48.3%	160	60.4%	200	67.7%	224	67.7%	224	87.0%	288	87.0%	288

第3章 業務継続計画の具体的計画

1 市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

発災時においても組織を維持し、業務継続を適切に行うには、指揮命令系統の確立が重要であるため、発災時における意思決定権者の不在等の事態を想定し、あらかじめ職務代行体制を定めておく必要がある。市長不在時の代行順位は表7とする。

表7 市長の職務代行順位（上野原市災害対策本部活動要領より）

職務代行の対象者	職務代行者		
	第1順位	第2順位	第3順位
市長	副市長	教育長	消防長

2 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

本庁舎が被災した場合には、被災状況に応じ表8の施設を代替庁舎とする。

表8 災害対策代替設置場所（上野原市地域防災計画より）

施設名	所在	電話番号
総合福祉センターふじみ 2階会議室	上野原3 1 6 3	0554-62-3115
消防本部 2階会議室	松留5 1 4 - 8	0554-62-4111

3 電気、水、食料等の確保

○電力

本庁舎の非常用発電は次のとおり設置されている。

- ・設置場所：上野原市役所本庁舎 地下1階 発電機室
- ・台数：1台
- ・使用燃料：灯油
- ・備蓄燃料：460ℓ
- ・稼働時間：72時間

- ・ 起動方法：停電時に自動起動
- ・ 供給先：図5のコンセント

なお、災害対策本部代替設置場所となる、総合福祉センターふじみおよび消防本部の非常用発電は次のとおり設置されている。

◆総合福祉センターふじみ

- ・ 設置場所：総合福祉センターふじみ 北側（建物裏）
- ・ 台数：1台
- ・ 使用燃料：軽油
- ・ 備蓄燃料：950ℓ
- ・ 稼働時間：72時間
- ・ 起動方法：停電時に自動起動
- ・ 供給先：図6のコンセント

■消防本部

- ・ 設置場所：上野原市消防本部 2階屋外 北側
- ・ 台数：1台
- ・ 使用燃料：軽油
- ・ 備蓄燃料：3,190ℓ
- ・ 稼働時間：72時間
- ・ 起動方法：停電時に自動起動
- ・ 供給先：図5のコンセント

図5 供給先コンセント
(本庁舎・消防本部)



図6 供給先コンセント
(総合福祉センターふじみ)



○水、食料等

現在、被災住民向けの備蓄は行っているが、職員向けの備蓄は行っていない。非常時優先業務従事職員に対する食料及び飲料水は、円滑な業務遂行のため必要不可欠であることから計画的な供給が必要となる。

職員向けの食料及び飲料水の確保について、災害時においては市の備蓄品から一定数量を職員用として確保し、平常時においては職員自ら飲料水や食料品等の非常時の備蓄（最低限3日分）を行うよう啓発を行う。

4 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

災害時における通信手段の現状は表9のとおりとなっている。

表9 通信手段

区分	名称	設置場所	内容
住民への情報伝達	市防災行政無線	親局：上野原市役所本庁舎1局 屋外子局：市内全域136局 うちアンサーバック26局	市役所（親局）から屋外子局への一斉放送により住民等に情報を伝達する。
	市ホームページ	—	市防災行政無線との自動連携により、放送した内容が掲載される。
	ソーシャルネットワーキングサービス（SNS） ・市公式LINE ・X（旧：Twitter）	—	市防災行政無線との自動連携により、放送した内容が発信される。
	防災行政うえのはらメール	—	市防災行政無線との自動連携により、放送した内容が発信される。

区分	名称	設置場所	内容
	全国瞬時警報システム (Jアラート)	—	全国瞬時警報システム (Jアラート) により、市に伝達された警報等が自動起動により、防災行政無線にて放送される。
	災害情報共有システム (Lアラート)	—	災害情報共有システム (Lアラート) により、市等が発した情報を集約し、テレビ、ネット等の多様なメディアを通して住民に災害情報が一括配信される。
	緊急速報メール (エリアメール)	—	災害情報共有システム (Lアラート) を通じて、携帯電話 4 社で情報発信を行う。
行政・関係機関との情報伝達	災害時優先電話	上野原市役所本庁舎：2台 総合福祉センターふじみ：1台	災害時優先電話として登録されている電話 (優先発信が可能) を活用し、関係機関との連絡を行う。
	携帯型 IP 無線機	上野原市役所本庁舎：5台 各支所・出張所：各1台 (8カ所) 総合福祉センターふじみ：2台	市役所と支所・出張所、総合福祉センターふじみ、現場等との連絡を行う。
	衛星携帯電話	上野原市役所本庁舎：1台 支所・出張所：各1台 (8カ所) 上野原市消防本部・署：1台	市役所と支所・出張所、消防本部・署との連絡を行う。
	消防救急無線	上野原市消防本部・署：1台 桐原出張所・秋山出張所：各1台	山梨県東部消防指令センターとの連絡を行う。
	簡易型デジタル無線	上野原市消防本部・署、上野原市役所本庁舎、各支所・出張所：各1台 (10カ所) 消防団車両：65台 消防団：157台	上野原市消防本部・署、消防団および分団事務局との連絡を行う。

区分	名称	設置場所	内容
	アマチュア無線	上野原市役所本庁舎：1台	市役所設置のアマチュア無線局と協定を締結したアマチュアクラブの無線局とで通信する。
	山梨県防災行政無線 (地上系、衛星回線)	上野原市役所本庁舎：1台 上野原市消防本部・署：1台 (消防本部・署は衛星回線のみ)	音声、FAXにより山梨県、市町村及び防災関係機関と通信する。
	山梨県総合防災情報システム	—	市町村、山梨県をネットワークで結び、リアルタイムで災害情報を共有する。

5 重要な行政データのバックアップ

災害時の被災者支援や住民対応には、行政データが不可欠であるため、業務の遂行に必要な重要な行政データのバックアップを安全に行う必要がある。

市の重要行政データにおけるデータの確保状況、バックアップ状況等については、表10のとおりである。

表10 データ確保状況およびバックアップ状況等

システム名	現状
住民情報系システム	<ul style="list-style-type: none"> 標準準拠システムである住民情報系システムのサーバー機器は、アマゾン・ウェブ・サービス（AWS）が提供するクラウド環境上に設置し、運用している。なお、AWSでは複数の独立したデータセンターにデータを同時に保存しており、一部の施設が被災した場合でも、別の施設に保存されたデータを用いて業務を継続できる。 その他のシステムについても、ベンダーが用意するデータセンター上に構築し、運用している。なお、データセンターには自家用発電機が整備されており、停電時においても業務を継続できる。 本庁舎には※¹縮退環境を備えており、外部ネットワークが断絶した場合でも、証明書の発行は可能である。

システム名	現状
職員情報系システム	<ul style="list-style-type: none"> ・バックアップを含む職員情報系システムのサーバー機器は、本庁舎2階のサーバー室に設置している。なお、ファイルサーバーのバックアップについては、総合福祉センターにも設置している。 ・各支所・出張所は地域イントラネットで接続しており、北ルート・南ルート・中央ルートの各ルートは、ループ構成により※²冗長化されている。 ・サーバー機器は、※³NUTANIXによる冗長化構成としている。 ・停電時においても、非常用電源から電力供給を受けられる仕組みとなっている。
市ホームページ・SNS	<ul style="list-style-type: none"> ・市のホームページ及びSNS（LINE、X（旧：Twitter）、Facebook、Instagram、YouTube）の情報発信ツールはクラウドのシステムを利用している。 ・市ホームページについては、情報通信網が遮断されても、無線ルーターで接続することで、外部クラウドサービスを通じた情報発信ができる。

※1 縮退環境・・・システムや機器に障害が発生した際に、全ての機能を維持できなくても、性能や機能を制限したり、一部を切り離したりすることで、不完全ながらも最低限の稼働や処理を継続させる状態や仕組みのこと。

※2 冗長化・・・システムや機器に障害が発生してもサービスを継続できるように、予備の設備（サーバー、回線、電源など）を平常時から用意し運用しておくこと。

※3 NUTANIX・・・HCIと呼ばれる、仮想化、ストレージ、ネットワーク、管理などの機能を一体化したシステムを提供する企業のこと。

6 非常時優先業務の整理

各課等（各班）における災害対策業務と通常業務について、業務開始時間や終業時間等を整理した。詳細は別冊の「非常時優先業務整理表」に記載した。

見直し（改訂）の経緯

○令和8年3月策定